

# 女性活躍加速のための重点方針 2017（スポーツ部分抜粋）

平成 29 年 6 月 6 日  
すべての女性が輝く社会づくり本部

「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。）に定めた具体策や成果目標の実現に向け、今後重点的に取り組むべき事項について取りまとめたものである。

## I あらゆる分野における女性の活躍

### 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

#### (10) スポーツ分野における女性活躍の取組の推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、女性アスリートの国際競技力向上を図るため、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や医・科学サポート等の支援プログラムを実施する。また、女性エリートコーチの育成プログラムなど女性競技種目の強化に資するプログラムを実施する。

また、ジュニア期の女性アスリートが、健康的にスポーツ活動を行えるよう、産婦人科医等を対象とした、女性スポーツ医学の普及啓発プログラムを策定・実施する。

さらに、スポーツ関係機関の役職員等の女性比率に関する目標・対策等の方針について、スポーツ関係機関と共同で検討を進めるとともに、女性のスポーツ実施率の向上に向けて、国民及び幅広い関係者に対してメッセージを発信する「女性スポーツキャンペーン」を検討する。

加えて、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍の推進に向けて、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参画の促進のための環境を整備するため、「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」を開催し、具体的な施策の検討を進める。